

社会教育主事の職業的難解性と社会教育士がもたらす新たな問題系

The Professional Difficulties of the Social Education Officer(Shakaikyoikushuji) and the New Problematic System of the Social Educator(Shakaikyoikushi) in Japan

大阪市社会教育主事 山本 竜司

Social Education Officer in Osaka City, Japan

<要旨>

本研究の目的は、主に関係法令や政策文書などを中心とした文献研究を行うことにより、社会教育主事の職業的難解性、すなわち「職業としてのわかりにくさ」の要因を明らかにするとともに、社会教育主事養成制度改革によって出現した「社会教育士」との関係性において生じる課題を考察することである。社会教育主事は、一般にはなじみのない職業であり、職業像がイメージしにくい。社会教育主事の職業としてのわかりにくさ＝「職業的難解性」には、「職務内容の分散性」と「就業の困難性」という二つの要因が挙げられる。社会教育主事の職務は多岐にわたるという「職務内容の分散性」、就職先として選択しにくいという「就業の困難性」である。さらに「就業の困難性」には、「就業の狭隘性（間口の狭さ）」と「職種集団の小規模性（職種集団としての規模の小ささ）」である。

さらにこの社会教育主事の職業的難解性は、社会教育士の出現によってより複雑化するとともに、社会教育士との関係性において新たな問題系がもたらされた。社会教育士とは、社会教育主事任用資格取得を目的とする社会教育主事養成制度において副次的に生まれる「称号」としての存在であるが、今や社会教育士のプレゼンスがより高まるという現象が生じている。こういった現象により、社会教育への関心が高まること自体は評価できる一方、他方ではあらためて社会教育主事の必要性が問いかける状況につながるといえる。社会教育主事は、社会教育士との関係性において「スーパーバイザー」という位置付けであることを再確認する必要がある。しかし、その職業的位置付けを担保するためには、現在脆弱な状態となっている社会教育主事のキャリアシステムを再構築するための実効的政策が必要である。

1. はじめに

本研究の目的は、社会教育主事の「職業的難解性」、すなわち「職業としてのわかりにくさ」の要因を明らかにするとともに、社会教育主事養成制度改革によって出現した社会教育士との関係性において生じる新たな問題系について考察することである。

研究方法としては、主に関係法令、政策文書などの資料を中心とした文献研究を行う。なお、社会教育主事に関する研究において、これまで実践報告的な研究や理念的な役割論などはあるものの¹、社会教育主事を「職業」という観点から深く考察した近年の先行研究は管見の限り見当たらない。

2. 社会教育主事の職業的難解性とは

2-1. 社会教育主事とは

社会教育主事とは、社会教育法と社会教育公務員特例法に定められた「専門的教育職員」であり、任用資格に基づく地方公務員の専門職の一つである。社会教育法第9条2に、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く」とされている。しかし、社会教育主事は、一般にはなじみのない職業であり、仕事内容がわかりにくいため、社会的認知は低調であるというのが現状である²。社会教育主事の「職業としてのわかりにくさ」、本稿でいう「職業的難解性」には、大きく「職務内容の分散性」と「就業の困難性」という二つの要因があると考えられる。

2-2. 社会教育主事の職業的難解性の要因 I

一点目は、社会教育主事の「職務内容の分散性」である³。社会教育主事の職務については、社会教育法第9条3で「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と定義されている。この定義は、社会教育法が制定された1949年以降変わっていない⁴。この定義だけで、社会教育主事の職務内容を具体的にイメージすることは困難であろう。厚生労働省が提供する「職業情報提供サイト job tag (日本版 O-NET)⁵」では、社会教育主事の職務内容について図1のように紹介している。なお、

¹ 1970～1980年代に提起された4P論（プランナー、プロデューサー、プロモーター、プログラマー）や4C論（コミュニティ・オーガナイザー、コーディネーター、コンサルタント、カウンセラー）以来、役割論はほとんど深化していない。

² 社会教育主事に対する市民の認知度について定量的に調査したデータは管見の限り見当たらないが、山本（2023b）の研究では、社会教育主事が自らの「専門職としての社会的認知度」について満足していないというデータが示されている。

³ そもそも「社会教育」の定義自体が、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」（社会教育法第2条から抜粋）とされているように、非常に多義性をはらんでいるものである。

⁴ 2008年の改正では、同法第9条3の2に「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」ことが追加され、いわゆる「地域学校協働活動」に対するアドバイザーとしての役割が付与された。

⁵ <https://shigoto.mhlw.go.jp/User> 最終確認 2025/2/11

社会教育主事は職業分類上、「他に分類されない法務・経営・文化芸術等の専門的職業」とされており、専門職の位置付けが与えられている。

都道府県や市区町村の教育委員会の事務局等において、生涯学習、青少年教育、家庭教育といった学校教育以外で行われる社会教育を促進するため、地域の社会教育行政の企画・実施、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導や助言を行う。

地域の社会教育に関する事業計画の立案や、教育委員会が主催する講座などを企画し実施する。また、公民館などの社会教育施設の運営や社会教育関係の職員に対して、それぞれの分野についての専門的知識や経験にもとづいて必要な指導や助言を行う。青少年団体、婦人団体、PTAなどの社会教育団体に対しては、支援や地域人材の育成などを行う。

その他、社会教育に関する専門的事項について実情を調査し、問題点を明らかにして関係会議などで報告する。都道府県社会教育主事は、更に、全県的な立場から市町村教育委員会に対する指導・助言を行う。

図1 社会教育主事 どんな仕事？⁶

このように、社会教育主事の職務は、社会教育施設や講座などにおいて個々の住民に接するような仕事内容から、社会教育団体・人材や施設運営に対する助言や指導、さらには、自治体全体の社会教育計画の策定など、非常に多岐にわたっている。しかも、必ずしも同一の社会教育主事がこれらの職務をあまねく経験しているわけでもないため、一人の社会教育主事をもって社会教育主事全体の仕事内容をイメージさせることは困難である。このように、社会教育主事の職務内容は相対的に見て高い分散性を有しているといえる⁷。よって、この社会教育主事の「職務内容の分散性」は、社会教育主事の職業的難解性（職業としてのわかりにくさ）の要因となっていると考えられる。

なお、社会教育主事のほか、法律に根拠を持つ社会教育に関わる職業として、司書、学芸員が挙げられる。司書とは、図書館法第4条において、「図書館に置かれる専門的職員」とされ、図書館の専門的事務に従事するとされている。また、学芸員は、博物館法第4条において、「専門的職員として学芸員を置く」とされ、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」とされている。司書や学芸員は、それぞれ図書館や博物館という明確な職場を持っており、一般的にもその仕事内容はイメージしやすいだろう。このように、社会教育に関わる同種の職業である司書や学芸員と比較しても、社会教育主事についてはその職務内容を一つのイメージに収斂させることが難しく、「職務内容の分散性」を際立たせているといえる。

⁶ <https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/Detail/400> 最終確認 2025/2/11

⁷ 山本（2024）は、社会教育主事の職務内容は、「自治体の特質」「地域性」「属人性」などによっても大きく異なることを指摘している。

2-3. 社会教育主事の職業的難解性の要因Ⅱ

二点目は、社会教育主事という職業に就くことの難しさ、すなわち「就業の困難性」である。この「就業の困難性」には、さらに「就業の狭隘性」と「職種集団の小規模性」という二つの背景がある。

一つめの背景は「就業の狭隘性」、つまり就職先としての間口の狭さである。社会教育主事として就業するためには、社会教育法第9条4などに定められた資格（社会教育主事任用資格）が必要である⁸。社会教育主事任用資格取得には大きく2つのルートがある⁹。ルートⅠは、「社会教育主事の講習」を修了する方法であり、一般的に「講習」による取得といわれる。社会教育主事講習とは、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターや各地の大学等が、主に集中講義形式で開催するものである¹⁰。ルートⅡは、大学在学中に所定の科目の単位を取得する方法であり、これは一般的に「養成課程」による取得といわれる。

しかし、このようにして社会教育主事任用資格を取得しても、地方公務員として採用され、さらに発令されなければ、職業としての「社会教育主事」ではない¹¹。社会教育主事という職業への門戸は狭いのが現状である。新たな社会教育主事の任用については、各地方自治体が必要に応じてその都度公募する場合も散見されるが、その数はきわめて少数であり、しかも会計年度任用職員などいわゆる非正規職員としての募集が多い。正規職員の募集としては北海道が多くを占めるなど、地域の偏りもある¹²。このように、社会教育主事任用資格は就職につながりにくい資格であり、とりわけ学生にとって社会教育主事という職業はインセンティブのあるものとは言いにくい実態がある。

二つめの背景は、「職種集団の小規模性」、つまり社会教育主事という職種集団としての規模の小ささである。社会教育法の趣旨によれば、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くものとされているが、実態として必ずしも置かれているわけではなく、しかも社会教育主事の設置人数は年々減少している。図2からわかるように、1996年（平成8年）には6,796人であった人数が、2021年（令和3年）には1,451人と激減している。2023年に国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した「社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査」によれば、社会教育主事の発令のある自治体は、都道府県で100%であるものの、市（区）では59.5%、町では43.6%、村他では22.2%にとどまっており、自治体の規模が小さくなるほど配置率は減少している。

社会教育主事を配置していない市区町村が、社会教育主事の発令が困難な理由として

⁸ この他、学歴や職務経歴などの基礎要件がある（社会教育法第9条4）。

⁹ 文部科学省令「社会教育主事講習等規程」に定められている。

¹⁰ 資格を有さない現職の地方公務員が、資格取得後の社会教育主事発令を前提として、職務の一環として講習に派遣されて受講するケースが多い。

¹¹ 一般行政職として入職した場合でも、社会教育主事を発令されることはきわめて偶発的なキャリアパスであり、その後のキャリアパスも流動的である。

¹² 全国社会教育職員養成研究連絡協議会のホームページには、社会教育主事などの「職員公募情報」が集約されている（<https://www.shayosei.org/home>「職員公募情報」最終確認 2025/2/11）

挙げている内容は図3のとおりである。その理由の上位に、「社会教育主事を未発令でも業務が可能」が挙げられていることは注目に値する。たしかに、社会教育主事を未発令、ないし社会教育主事任用資格の有資格者でなくても、社会教育主事が担うような職務をさせてはいけないという法的な規制はない。しかし、社会教育法という法的根拠がありながら、社会教育主事を配置しないというのは、本来行政が行うべき責務を全うしていないという、いわゆる「不作為」と難じられる恐れもあるといえよう。

同じく上位にある理由として、「有資格者がいないため」が挙げられるが、これは「社会教育主事を未発令でも業務が可能」という理由とパラレルな関係にあるといえ、つまり「有資格者がいなくても、業務が可能」という見解を示していると解釈できる。これは、そもそも専門性が求められる行政分野として任用資格が求められた趣旨にたがう見解であり¹³、社会教育主事という制度そのものへの理解が揺らいでいる状況であるといえよう。このように、減少を続ける社会教育主事の職業としての量的なコントロールについて、新たな財源措置などを踏まえた具体的な政策検討は今のところ見られない。

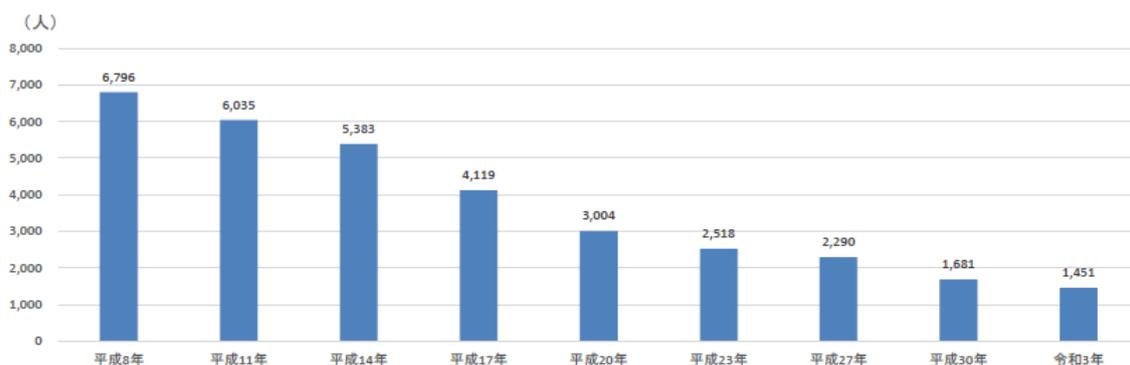


図2 都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移¹⁴

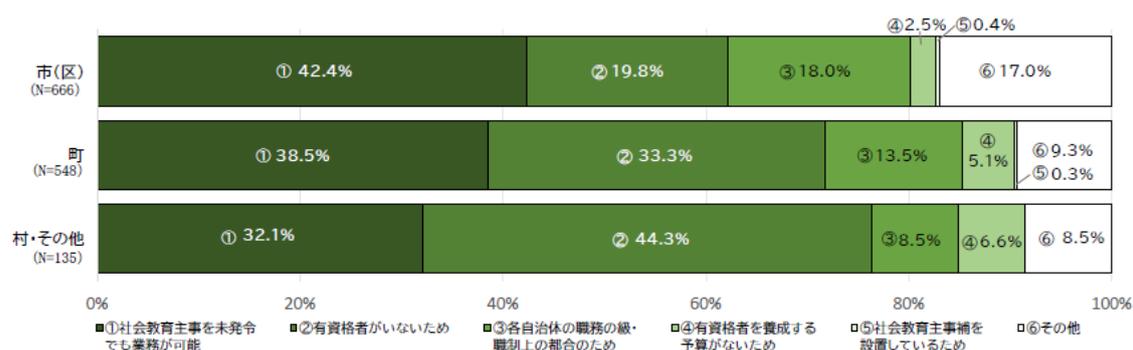


図3 社会教育主事の発令が困難な理由(社会教育主事未設置の市区町村)¹⁵

¹³ 同種の任用資格として「社会福祉主事」がある。社会福祉主事とは、社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する行政事務を行うために必置とされている。

¹⁴ 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会（第9回）【参考資料1】参考資料集より引用（文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/giji_list/mext_00011.html 最終確認 2025/2/11）

¹⁵ 注14に同じ。

2-4. 社会教育主事の職業的難解性に関する考察

ここまで、社会教育主事の職業的難解性について分析してきたことを図4に示す。社会教育主事の職業的難解性（職業としてのわかりにくさ）には、大きく「職務内容の分散性」（職務内容が多岐にわたり一つのイメージに集約できない）と「就業の困難性」（就職先として自律的な選択がしにくい）という2つの要因があることが明らかにされた。さらに、「就業の困難性」の背景には、「就業の狭隘性」（就職先としての間口の狭さ）と「職種集団の小規模性」（社会教育主事という職種集団としての規模の小ささ）が存在することが明らかにされた。

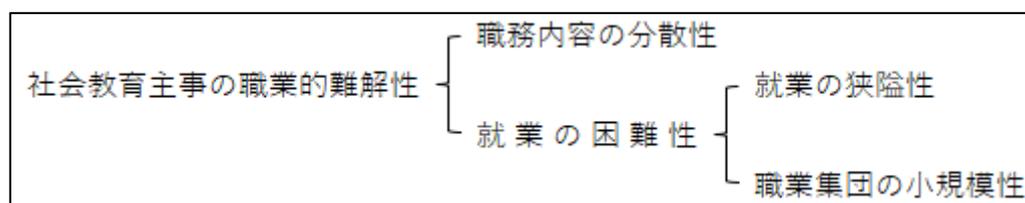


図4 社会教育主事の職業的難解性の構成要因

このように、社会教育主事の職業的難解性、つまり「職業としてのわかりにくさ」について分析してきたが、今般、この問題をさらに複雑化させる現象が生じている。「社会教育士」の出現である。

3. 社会教育士がもたらす新たな問題系

3-1. 社会教育主事養成制度の改革

社会教育主事養成のあり方については、これまでも定期的に政策検討が行われてきたが、2018年に「社会教育主事講習等規程」が一部改正された。この改正の趣旨は図5のようなものである。

社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習（講習）及び大学等における社会教育主事養成課程（養成課程）の科目の改善を図ることとする。

図5 社会教育主事講習等規程一部改正の趣旨¹⁶

これにより、今後の社会教育主事に求められる資質・能力として、「学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能」と「多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能」の二つが強調され、それぞれに対応する講習科目として「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」が新設された。前者はいわゆる「ファシリテーター役割」、後者は「コーディネーター役割」に

¹⁶ 「社会教育主事講習等規程の一部改正に関する説明会（2018年1～2月開催）」資料1-1参照（文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1399077.htm 最終確認 2025/2/11）

関連するものであり、いずれも特段新たな視点が加わったものではない。

3-2. 「社会教育士」の出現

社会教育主事の職業的課題を考える上で、この社会教育主事講習等規程改正において最も注目すべき点は、「社会教育士」の出現である（社会教育士制度化は2020年度から）。その趣旨は図6のように説明されている。

また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとする。

図6 社会教育士創設の趣旨説明¹⁷

「2-3. 社会教育主事の職業的難解性の要因Ⅱ」からもわかるように、社会教育主事任用資格は「資格としての非汎用性」をもはらんでいる。つまり「取っても使い道がない資格（資格を取得しても就職に役立たない）」とみなされてきた。

一方で、社会教育・生涯学習活動の文脈では、「学習成果が広く社会における教育活動に生かされる」ことが重視されてきた。社会教育法第5条（市町村の教育委員会の事務）15では、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」とされている。さらに言えば、教育に関する最高法令である教育基本法第3条（生涯学習の理念）において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とされている。社会教育・生涯学習の領域では、このような「学習成果の社会的活用」が重視されている。つまり、社会教育における共同的な学びの取組や、個々の生涯学習活動において得た学習成果を、個人の蓄積にとどめるだけでなく、地域課題解決や学校教育支援など社会的な貢献に役立てようという考え方である。

この改正において生まれた「社会教育士」という発想は、社会教育主事任用資格がはらむ「資格としての非汎用性」の克服と、「学習成果の社会的活用」の実現を一挙に企図したものであると解釈することができる。しかし、「学習成果の社会的活用」の実現については一定理解しやすいものの、社会教育士の出現は、社会教育主事の職業的困難性（職業としてのわかりにくさ）に新たな問題認識を生じさせている。

3-3. 社会教育士に期待されていること

文部科学省は、「社会教育士」のウェブサイト进行など¹⁸、さまざまな手法を用い

¹⁷ 注釈16に同じ。

¹⁸ 文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html
最終確認 2025/2/11

て、社会教育士の普及を推進している。ウェブサイトのトップでは、「人づくり・つながりづくり・地域づくりにいま、社会教育士が必要です」と社会教育士の必要性についてうたい、「私たちのまちや暮らしにある様々な課題。その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが社会教育士です」、「人々の自由で自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした「学び」を社会のいたるところにたくさん仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材が、社会教育士です」と社会教育士に期待される役割を示している。

3-4. 社会教育主事／社会教育士の関係性をめぐる政策検討の経過

本来、社会教育主事と社会教育士の関係性について十分に議論が尽くされた上で「社会教育士」の制度化が図られるべきと考えられるが、実態としては社会教育士の制度化が先行した。そのため、社会教育士制度化後に、社会教育主事／社会教育士という大きな括りの中で「社会教育人材」の活躍を促進するという名目のもと、社会教育主事と社会教育士の関係性をめぐる政策論議がようやく始まることになる。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（2018年12月中央教育審議会答申）では、次のように整理されているが、双方の関係性について具体的な言及は見られない。

- ・社会教育主事：「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- ・社会教育士：環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される（地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される）

「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」(2022年8月)では、特に社会教育士について言及されているが、関係性についての課題は明確でない。

- ・公民館や地域学校協働活動推進員¹⁹、学校教育における探究活動等への支援として社会教育士の活用促進、社会教育士をネットワーク化すること等による活躍機会の拡充
- ・社会教育人材の量的な拡大や、様々な場面での社会教育士の配置・登用の促進
- ・社会教育士の役割の明確化

その後、「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）について」（2023年3月第134回中央教育審議会総会文部科学省報告資料）において、社会教育人材に関

¹⁹ 社会教育法第9条7に基づき、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るために教育委員会が委嘱する市民ボランティア。地域学校協働活動とは、地域と学校が協働して行う社会教育活動の総体である。

しては中央教育審議会生涯学習分科会において専門的に議論・検討を行うとされ、ここから具体的な議論が始まることとなった。中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会（第1回）において、社会教育主事と社会教育士の関係性について図7のような整理が示された。

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。 (社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。	(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。 (社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、社会教育士としての専門性を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率36.1% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	4,526人(令和4年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。 【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、地域課題解決に向けた取組全体をけん引する極めて重要な役割を担うことが期待される。 さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活発化する役割も担う。	【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。 【今後】 地域における様々な課題解決の活動等に取り組み多様な人材による社会教育士の称号の取得をより促進するとともに、社会教育主事や他の社会教育士とのネットワークを構築することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。
求められる能力・知見	①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力 行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)	(それぞれの活躍の場において必要な専門的知見)

図7 社会教育主事と社会教育士の役割や活動について²⁰

最終的な検討結果は、「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（2024年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会）として取りまとめられている（以下、「最終まとめ」という）。学校教育と社会教育との連携による地域のつながりづくりや次世代育成の進展、福祉・防災・農山漁村振興等の分野における地域コミュニティ関連施策の社会教育との連携の重要性が増大する中、社会教育の担い手（社会教育人材）は、社会教育施設・社会教育関係団体やNPOにとどまらず、教育委員会以外の首長部局や企業など民間事業者にも広がるなど多様化している。このように社会教育の裾野が拡大する中、地域コミュニティにおける学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材が果たす役割は大きく、質的な向上・量的な拡大が重要と指摘している。そこで、社会教育主事・社会教育士の役割・期待について言及された内容を整理したものが図8である。

²⁰ 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会（第1回）配布資料【資料4】「社会教育の裾野の広がり」と社会教育人材に求められる役割について」より引用（文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/giji_list/mext_01450.html 最終確認 2025/2/11）

社会教育主事	社会教育士
地域全体の学びのオーガナイザー	各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー
学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担う	現場レベルの活動において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かしながら、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする

図8 社会教育主事・社会教育士の概念的整理（筆者作成図）

3-5. 「ブーム化」する社会教育士

最終まとめでは、社会教育主事は「地域全体の学びのオーガナイザー」、社会教育士は「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」と定義されたが、これまでの役割論の延長的な発想であり、職業的見地からはなお理念的に過ぎるといわざるをえない。

社会教育主事の職業的難解性が解消されない中、社会教育士はひとつのブームとなっている。関係学会等でも社会教育士をテーマに掲げるところをよく見かける。社会教育的な実践は、社会の様々な領域、特にNPO等による市民活動領域や、企業等における社会貢献領域においても有用であり、社会教育主事発令を前提とした公務員以外でも、市民社会の様々な属性の人々が社会教育士に関心を持つようになっている。

また、大学等の教育機関においても、社会教育士の制度化によって社会教育主事講習等（養成課程を含む）が一躍脚光を浴びるようになっている。新規に社会教育主事講習等を開設する大学等も増加している²¹。社会教育士制度化以前に社会教育主事任用資格を取得した現職の社会教育主事や社会教育職員の間でも、社会教育士の称号を取らなくても職務上の支障はないものの、取らないのも釈然としないというような感があり、筆者を含め社会教育士称号取得に必要な一部科目指定講習を受講する者が少なくない。たとえば、社会人等に遠隔教育を提供する放送大学は、社会教育士称号取得に必要な一部科目指定講習を開催しているが、好評を受け定員を拡充するなどしている。

また、文部科学省は、社会教育士特設ホームページなどを通してPRに熱心である。「活躍する社会教育士」として社会教育士の活動事例の紹介や、「社会教育士チャンネル」（YouTube 動画）の開設、ロゴマークの制定、「社会教育士応援大使」の起用など、さまざまなツールを用いて広報を積極的に進めている。社会教育士の称号を取得した

²¹ 社会教育主事講習には、①国の委託費による講習：社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習（受講料は基本無料）、②国の委託費によらない講習：社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とした講習（受講料徴収可）の2種類があり、主に②のパターンが増加している。

人々のコミュニティとして、日本社会教育士会という団体も立ち上がっている。

3-6. 社会教育士の出現による新たな問題系

このように、社会教育士のプレゼンスが高まっている一方、社会教育主事の職業的難解性は未解消なままである。さらにいえば、社会教育士のプレゼンスの高まりによっては、「社会教育主事は必要なのか」という問いが投げかけられることになるのではないだろうか。

「社会教育主事は必要なのか」という問いは、いわゆる「社会教育の終焉」論²²以来続く、古くて新しい課題提起である。社会教育士の出現によって、社会教育主事の職業的特性をどう捉えるかという問題（社会教育主事の職業的難解性）はより複雑化し、社会教育主事の必要性があらためて問われるという新たな課題認識に至る。

もちろん、政策検討においても、社会教育主事の今後のあり方について全く手つかずというわけではない。たとえば、最終まとめでは、「社会教育の裾野が拡大する中、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できるよう、社会教育主事が、地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが重要であり、各教育委員会における社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげ、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制の整備が望まれる」という趣旨が述べられている。この最終まとめを受け、2024年7月には、文部科学省課長名で、全国の都道府県や大学当局等あてに「中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（通知）」が発出されている。その中では、都道府県・市町村教育委員会に対して、社会教育主事の配置促進について「地域の実情に応じた社会教育主事の適切な配置をお願いします」としているものの、新たな財源措置などの実効的な方策はなく²³、社会教育主事の配置に関する好事例等について今後周知する予定であるという程度の内容である。この通知も、全体的な趣旨としては、社会教育士の活躍促進に力点が置かれており（社会教育士の前景化）、社会教育主事については副次的に扱われているという感すらある内容である。

今般、このような政策動向において見られる「社会教育士の前景化」という現象は、社会教育主事養成制度の目的と結果が錯乱している状況を示しているといえる。本来、「社会教育主事講習」（養成課程を含む）は、文字通り「社会教育主事」を養成するための仕組みである。そのためには、出口となる社会教育主事への就業が確保されなければならない。しかし、既に述べたように、社会教育主事の「就業の困難性」という問題はほとんど放置されたままである。

²² 松下（1986）が提唱した。市民社会の成熟によって、従来の社会教育（厳密には社会教育行政）は役割を終えるという主張である。

²³ さらに、「現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口1万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができる」という運用も維持されたままである。

「社会教育主事講習」が社会教育士を生み出すための仕組みと見られるのは、制度設計として不自然であるといわざるをえない²⁴。しかし、今や、「社会教育主事講習」は社会教育士を生み出すために機能しており、社会教育士の量的な拡大が始まっている。たとえば、現状を見れば、社会教育主事は1,451人（2021年10月時点）に対し、社会教育士は4,526人（2022年度時点）である。

3-7. 【補論】社会教育士の出現による「社会教育の主流化」

前節では、社会教育士の出現による新たな問題系について述べたが、筆者は社会教育士の出現を批判的な側面からのみ捉えているのではないことを補足しておく。

「3-5. 「ブーム化」する社会教育士」で述べたように、ブームの様相を呈しているとはいえ、社会教育士への注目によって、「社会教育」そのものへの社会的な関心が高まっている。それに伴って、社会教育が市民社会の様々な分野・領域に広がりを見せている。これまでの教育行政、学校、図書館、公民館といった社会教育業界だけでなく、市民活動、まちづくり・地域振興、福祉など幅広いフィールドでの社会教育士の活躍が期待されている。たとえば、文部科学省の社会教育士特設 Web サイトでは、[社会教育士] × [福祉] というようなかたちで、社会教育と防災、観光、多文化、障がい者支援、共生社会など様々な実践分野との相乗効果の事例を紹介している。

このように、社会教育の意義が社会的に認められ、社会教育のポテンシャルに対する期待が高まることは評価すべきことである。社会教育が実践してきた考え方や方法論が、多様な分野で必要とされている。山本は、今般のこの動向を「社会教育の主流化」と呼んだ（山本 2023a）。主流化（メインストリーミング）とは、政策全般にかかわるすべての領域・分野に当該視点を盛り込む動きをいう。たとえば、ジェンダー平等を実現するための「ジェンダー主流化」、防災を優先課題としてすべての政策に導入する「防災の主流化」などと表現される。これに倣い、社会教育の視点が施策全般、さらには市民社会の各般に取り入れられる動きを「社会教育の主流化」と呼んでいる。

4. おわりに—社会教育主事と社会教育士の関係性再考—

ここまで、社会教育主事の職業的難解性の要因や背景を明らかにした上で、社会教育主事の職業的難解性をより複雑化させ、さらには社会教育主事という存在の必要性をあらためて問いかける状況を生み出す「社会教育士」の出現という新たな問題系について考察してきた。

「社会教育主事はどうあるべきか」という問題はこれまでも数多くの検討が重ねられ、今回の最終まとめにおいては「地域全体の学びのオーガナイザー」という暫定解が与えられた。

筆者は、法的に位置付けられている社会教育主事を、社会教育行政の実務責任者として再認識し、その役割を再確認することが今こそ必要であると考えている。社会教育主事の職務に関する社会教育法上の定義は、「社会教育を行う者への専門的技術的な助言と指導」である。このことを踏まえれば、社会教育士（主に実践分野での社会教育人材）と

²⁴ 特に注 21 の②

の関係性でいえば、社会教育主事は「スーパーバイザー」として位置づけることが可能であろう²⁵。つまり、今後の社会教育主事は、地域全体を俯瞰する視点を持ちながら、様々な実践分野で活動する社会教育士をエンパワメントするような、「社会教育士のスーパーバイザー」としての役割が求められていくと考えられる（山本 2024）。

しかし、社会教育主事としての職業的展開を確保するためには、このような理念的な役割論だけでは限界に来ている。役割論だけではなく、社会教育主事の任用やキャリアパス等に関する制度的裏打ちのあるキャリアシステムの構築が必要である。そして、そのためには社会教育主事制度の実質的な運用が必要であるが、社会教育主事配置数の減少傾向、社会教育主事配置が増進しない制度的問題（例外規定の存続²⁶）や財政的理由等はずでに見てきたとおりである。社会教育士という量的拡大が見込まれる今後、社会教育主事について量的確保と質的充実の両面から実効性をもった方策が検討されるべき時期である。

以上をもって、社会教育主事の職業的難解性（職業としてのわかりにくさ）の要因を明らかにするとともに、新たに出現した「社会教育士」との関係性において生じる課題認識（新たな問題系）を示した。本研究は、文献研究が中心という点で研究アプローチ上の限界があるため、今後は事例研究などを通じた分析も必要である。また、社会教育士との関係性における社会教育主事の課題については、政策的な比重が大きいことから、研究としては限界があるが、今後の政策検討の一助とされることが望まれる。

<参考文献>

- ・蛭田道春、1999、『社会教育主事の歴史研究』、学文社
- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、2016、『社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書～社会教育主事講習の見直し（案）について～』
- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、2022、『社会教育を基盤とした地域づくりに資するボランティアの推進体制に関する調査研究報告書』
- ・松下圭一、1986、『社会教育の終焉』、筑摩書房
- ・生涯学習・社会教育行政研究会編、2023、『生涯学習・社会教育行政必携（令和6年版）』、第一法規
- ・山本竜司、2023a、『社会教育士時代の社会教育主事を考える』社教情報（全国社会教育委員連合）88号所収
- ・山本竜司、2023b、『社会教育関係職員のコンピテンシーに関する成人教育学的検討』日本生涯教育学会論集44号所収
- ・山本竜司、2024、『社会教育主事の職務と役割に関する探索的考察—大阪市の事例研究—』関西生涯教育研究論叢4号所収

²⁵ カウンセラーなどの対人援助職においては、スーパーバイザーの重要性が認識されている。スーパーバイザーは、専門性や職務の質向上を目的とした援助を行う。

²⁶ 注23参照